

岐阜県内の観光事業者の皆様へ（岐阜県からのお知らせ）

外国人観光客の受入環境向上に向けて補助金を活用しませんか

岐阜県では、外国人観光客の受入環境整備に必要な経費への補助を行っています。消費税免税店開設に必要な経費のほか、外国語ホームページやパンフレットの作成、Wi-Fi 環境整備、トイレの洋式化、決済端末の導入などにも支援を行っています。この機会に是非ご活用ください。

補助対象事業	補助率	補助 限度額 (千円)	補助対象事業内容	補助事業者
消費税免税店開設準備事業	3分の2	130	・専用レジ、パスポートリーダー設置経費等	県内事業者
	3分の2	200	・上記で、一括カウンター設置の場合	
Wi-fi 環境整備事業	2分の1	200	・Wi-fi 機器購入費 ・設置工事費	宿泊施設事業者及び知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者
拡充多言語化整備事業	2分の1	200	・外国語によるホームページ開設経費、外国語案内表示作成費等	観光案内所等を設置する市町村・観光協会
	2分の1	200	・観光案内所等通訳スタッフの新規設置にかかる人件費、備品購入費、マニュアル作成費等	
新トイレ洋式化事業	2分の1	200	・和式トイレの洋式化改修工事費 ・洋式トイレ新規設置工事費	宿泊施設事業者、飲食店等の営業を営む者及び知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者
新ムスリム受入体制向上事業	2分の1	200	・ムスリム旅行者受入向上のためのキッチン改修工事費、備品購入費等	宿泊施設事業者及び知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者
新着地型体験プログラム造成事業	3分の1	200	・着地型体験プログラムをオンライン予約サイトに新規登録する際の翻訳料	宿泊施設事業者及び知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者
新決済端末導入準備事業	2分の1	50	・電子決済端末購入費、新規通信回線の開設経費等	県内観光事業者

※詳細は添付の募集要項、下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/kanko/honichi/11335/bosyuu.html>

※複数の補助金を同時に受けることも可能です。

公募期間

平成30年4月1日～（申請額が予算額に達した時点まで）

※平成30年度の募集事業に関しては、平成31年2月末までに事業が完了する必要があります。

※申請内容を審査し、審査要件を具備したのから順次受け付け、受理した申請額が予算額に達した時点で受け付けを終了します。（募集終了は、上記ウェブサイトに掲載します）

【問い合わせ先】

岐阜県海外戦略推進課アジア誘客係

電話：058-272-8360

FAX：058-278-2674

E-mail：c11336@pref.gifu.lg.jp